一般社団法人 Kochi-ke Surgery　留学支援奨学金規程

第 1 条（対象者）
本奨学金の対象者は、一般社団法人 KKS の会員（正会員・準会員の別を問わない）であり、国内又は海外の医療機関、大学、研究機関等において留学又は研修を行う者とする。

第 2 条（留学・研修の要件）
留学又は研修期間は、同一施設において **6 か月以上**継続して行うものとする。

第 3 条（奨学金）
奨学金の額は、次のとおりとする。
・海外留学・研修　200,000 円
・国内留学・研修　100,000 円

第 4 条（交付）
奨学金は、理事会において適格と認められた者に対し、総会において授与する。
第 5 条（報告）

奨学金の交付を受けた者は、留学又は研修終了後、所定の方法により活動報告を行うものとする。

第 6 条（改廃）
この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則
この規程は、2026 年 6 月 13 日より施行する。